

豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、豊島区国民健康保険条例（昭和 34 年豊島区条例第 12 号）の一部を改正する。

2 改正内容

豊島区国民健康保険条例を以下の通り改正する。

改 正 内 容		条 番 号
(1)健康保険証廃止に伴う改正		
①虚偽の届出等による健康保険証の返還に応じない者への過料の規定を削除する		第 27 条
② 1 条に規定されていたものが 2 条に分割されたことによる規定の整備		第 6 条 第 9 条の 2 第 9 条の 3 第 9 条の 4 第 9 条の 5 第 9 条の 6
③国民健康保険法改正による項ずれを改める		第 9 条の 5 第 27 条
(2)急患等の被保険者に係る徴収猶予の規定の追加		
急患等として医療機関を受診した者が、認知症等により判断能力が不十分等のために一時的に資力を活用できない状態である場合、保険料の徴収猶予期間を最大 1 年間とする規定を追加する		第 23 条

3 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日

豊島区国民健康保険条例（昭和34年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○豊島区国民健康保険条例 昭和34年11月14日 条例第12号 改正 昭和37年11月15日条例第 8号 略 令和6年3月27日条例第15号	○豊島区国民健康保険条例 昭和34年11月14日 条例第12号 改正 昭和37年11月15日条例第 8号 略 令和6年3月27日条例第15号
第1条～第5条 （略） （療養の給付の範囲） 第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項に定めるところによる。 第7条～第9条 （略） （入院時食事療養費） 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条に定めるところによる。 （入院時生活療養費） 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2に定めるところによる。 （保険外併用療養費） 第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条に定めるところによる。 （療養費） 第9条の5 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5項までの規定に定めるところによる。 （訪問看護療養費） 第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2に定めるところによる。 第9条の7～第22条の2 （略） （徴収猶予） 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間に限って徴収を猶予することができる。	第1条～第5条 （略） （療養の給付の範囲） 第6条 療養の給付の範囲は、法第36条第1項及び第54条の3第4項に定めるところによる。 第7条～第9条 （略） （入院時食事療養費） 第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の3第4項に定めるところによる。 （入院時生活療養費） 第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。 （保険外併用療養費） 第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条及び第54条の3第4項に定めるところによる。 （療養費） 第9条の5 療養費の支給は、法第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項までの規定に定めるところによる。 （訪問看護療養費） 第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。 第9条の7～第22条の2 （略） （徴収猶予） 第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月（<u>急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年</u>）以内の期間に限って徴収を猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。 2 (略) 第 24 条～第 26 条 (略) (過 料) 第 27 条 区長は、法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10 万円以下の過料を科する。 第 28 条～第 29 条 (略) 附則 第 1 条～第 10 条 (略)	る。 (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。 2 (略) 第 24 条～第 26 条 (略) (過料) 第 27 条 区長は、法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、10 万円以下の過料を科する。 第 28 条～第 29 条 (略) 附則 第 1 条～第 10 条 (略) <u>附 則 (令和 6 年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例による改正後の第 23 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u> <u>3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 (令和 6 年政令第 260 号) 第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u>
--	--